

酒々井町農業委員会 12月総会会議録

令和元年12月5日(木)

分庁舎2階第1多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

局長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

(会長あいさつ)

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから令和元年12月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案1件、その他となっておりますので、よろしくをお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4番木我恭子委員、5番石橋義弘委員を指名します。また、書記に事務局の宗島副主幹を任命します。

議長 それでは、議案の農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局より説明願います。

局長 それでは、議案、農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

譲受人は、下岩橋在住の共有者、譲渡人は、上岩橋在住者と富里市在住者の共有名義となっております。申請地は、上岩橋の農地で、地目は畑、面積は、239㎡です。申請理由は、専用住宅用地で、権利の種類は所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって第3種農地の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地であるため、第2種農地(a)と判断しました。2ページ、3ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用性につきましては、ローン事前審査申込が行われており、仮承認が下りており、過去に農地転用の違反等もないことから、資力及び信用性

に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、農地転用許可、開発行為許可後に着工予定（約6ヶ月後完了）とのことで特に問題はありません。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題はありません。周辺農地の営農への支障については、低層専用住宅なので、日照、通風の恐れはなく、汚水及び雑排水は公共下水道に放流、雨水は敷地周辺をマウンドアップし敷地内浸透にて処理するため、農業用排水施設への影響もなく、特に営農への支障はないと思われまます。また、追加で土地利用計画書をお配りしましたので、排水等の計画をご確認いただければと思います。
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、京増委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京増農業委員 現地ですが、既に更地になっています。一つ法定外道路と示されている所がよく分からなかったのですが、それについて質問します。

局 長 そちらは、農道でございます。

京増農業委員 分かりました。その他、進入路は兄弟の土地なので特に問題は無いと思います。以上です。

議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。
先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 者 はい、私は譲受人の代理人であります土地家屋調査士の〇〇と申します。私は農地法第5条申請を代理しております行政書士の〇〇と申します。よろしくをお願いします。

議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等についての説明をお願いします。

申 請 者 別紙事業計画書にあります通りなのですが、将来的な子育て等に備え新居の必要性があるということと、高齢の両親の見守りも考え、両親の居住付近である当該地を受贈し新居を建築することになり、この度の5条申請に至りました。

議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 特にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましてはお忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、議案 農地法第5条許可申請についての採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、その他について、事務局より何かありますか。

経済環境課 経済環境課の方から2点ほど、農政報告をさせていただきます。先ず先月に行われました、ふるさとまつりにつきまして、悪天候の中、ご協力ありがとうございました。農産物共進会も悪天候で出品が心配されましたが、委員の皆様のご協力によりまして、昨年同数の105点の出品がありました。

た。その中で、各表彰を9点とり行いました。ご協力大変ありがとうございました。

次に、10月の総会でありました、9月の台風等被害の概要ですが、酒々井町につきましては、最初の台風15号の被害状況が報告されました。その後の台風及び大雨につきましては、特別被害報告は上がりませんでした。台風15号でございますが、町で確認したもの、農家さんから報告されたものを合わせまして、合計で72名の方から被害報告がありまして、その中で、ハウスや倉庫と区分けを行い、全体的には86件、概算で8300万円の被害がございました。農作物の被害状況につきましては町では把握をしておりません。
以上でございます。

議 長 富里、成田、佐倉、八街では、ハウスの再建等で無利子で貸付があると聞いたが酒々井では見逃していないか。

経済環境課 確認します。
一応、現在行っておりますのは、再建にかかわる補助としまして、国につきましては、共済の状況で利率が変わるのですが、その分につきましては、県が上乘せを行い、国・県・町で9割の補助をする制度と聞いております。

議 長 無利子で貸付ける制度があると聞いたので、窓口はどこなのかなど、確認をしていただきたい。

経済環境課 確認をいたします。

局 長 続いて、委員の皆様の改選について、説明をさせていただきますが、任期は、7月19日になっております。定数は、農業委員さん8名、推進委員さん6名です。農業委員さんの過半数が認定農業者で、また、農家以外の中立的な立場の方が1名となっており、今後、公募・推薦制で募集することになっております。その後に候補者を決定し、議会の議決を経て町長が任命をします。推進委員さんにつきましては、同じく、公募・推薦の募集をしまして、農業委員会の議決を経まして、会長から委嘱することになっています。スケジュールですが、前回と同様ですが、2月の中旬頃に、ホームページや回覧で募集を行います。そして、決定後、7月の初総会で町長から任命となり、推進委員さんは農業委員会会長から委嘱される流れになります。お配りしました現名簿に現在の状況・区分などをお示ししましたが、認定農業者は過半数の5名と定められておりますが、現状は4名と準認定の1名となっております。本来は、認定農業者5名なのですが、酒々井町の場合は、全体的な認定農業者が9名と少ないことで、準認定者を含

めて認められております。これより減るようですと、定員の4分の1でとの規定もあるのですが、それには、議会の同意を得る必要があることとなっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 8日の水曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、1月8日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。

委員各位 8日でもいいでしょう。

議 長 それでは、来月の総会は、8日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和元年12月5日